

第9号議案

文京区立図書館規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成29年2月7日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

文京区教育委員会規則第 号

文京区立図書館館則の一部を改正する規則

文京区立図書館館則（昭和六十三年二月文京区教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

（個人貸出登録）

第六条 図書館資料の個人貸出しを受けようとする者（貸出しの予約をしようとする者を含む。）は、個人貸出登録を申請し、図書館利用カードの交付を受けなければならない。

2 個人貸出登録は、次の各号に掲げる区分により行う。

一 区民による登録（以下「区民登録」という。）

二 区民以外による登録（以下「区民登録以外」という。）

3 区民登録を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者

二 区内の事務所若しくは事業所に勤務し、又は在学する者

三 その他真砂中央図書館長が特に認めた者

4 個人貸出登録を受けようとする者は、第一項の申請の際に、氏名、住所、生年月日等を証明できるものを提示しなければならない。

5 前項に定めるもののほか、区民登録を受けようとする者のうち、第三項第二号にのみ該当する者は、所属する事務所等が発行した身分証明書等を提示することにより、区内の事務所等に勤務又は在学していることを明らかにしなければならない。ただし、真砂中央図書館長が特に認めた場合は、この限りでない。

6 個人貸出登録の有効期間は、登録の日から二年とする。

7 貸与され、譲渡され、又は紛失届の出された図書館利用カードは無効とする。

8 個人貸出登録を受けた者は、登録事項に変更があつたときは届け出なければならぬ。  
第十二条を第十五条とし、第八条から第十一条までを三条ずつ繰り下げる。

第七条第一項中「行わなければならない」を「受けなければならない」に改め、同条第二項中「を行おうとする場合は」を「の登録は」に、「団体貸出登録」を「これ」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 団体貸出登録を受けようとする者は、前項の申請の際に、団体名、代表者名、団体の所在地等を証明できるものを提示しなければならない。

第七条第四項中「貸出しをする図書資料は」を「貸出しを受けることができる図書資料の点数は」に、「冊」を「点」に改め、同条を第十条とする。

第六条の次に次の三条を加える。

(個人貸出登録の更新)

第七条 個人貸出登録の有効期間は更新することができる。ただし、真砂中央図書館長が更新が適さないと認められた者については、この限りでない。

2 更新を承認したときの個人貸出登録の有効期間は、更新の日から二年とする。

3 前条第四項及び第五項の規定は、前項の更新について準用する。

(個人貸出登録の抹消)

第八条 個人貸出登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、個人貸出登録を抹消することができる。  
きる。

一 個人貸出登録を受けた者が登録の抹消を希望するとき。

二 個人貸出登録の有効期間を経過した日から二年の間に更新がなかったとき。

三 真砂中央図書館長が個人貸出登録が適さないと認めるとき。

(個人貸出し及び個人貸出しの予約)

第九条 貸出し及び貸出しの予約ができる図書館資料の点数(利用者一人が全ての館を通じて同時に貸出しを受け、又は貸出しの予約をすることができるとする図書館資料の合計をいう。)は、原則として、次の表のとおりとする。

資料の種類	貸出し		貸出しの予約	
	区民登録	区民登録以外	区民登録	区民登録以外
図書資料	三十点以内	十五点以内	二十点以内	十点以内
ビデオテープ及びDVD	各二点以内	各一点	各二点以内	各一点
レコード、録音テープ及びCD	各十点以内	各五点以内	各五点以内	各三点以内

2 区民登録を受けた者は、館に所蔵していない図書館資料を予約することができる。

3 館が新たに図書館資料を受け入れた日から一月後の応当する日(その日に応当する日がない月においては、その月の翌月の初日)前に、当該資料の貸出しの予約ができる者は、区民登録を受けた者に限る。

4 図書館資料の貸出期間は、十五日以内とする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に図書館利用カードの交付を受けている者の貸出し及び貸出しの予約のうち、平成二十九年三月三十一日までに受け付けたものについては、なお従前の例による。

文京区立図書館館則 新旧対照表

改正後 (案)	現行
<p>第一条～第五条 (略)</p> <p>(個人貸出登録)</p> <p>第六条 図書館資料の個人貸出しを受けようとする者(貸出しの予約をしようとする者を含む。)は、個人貸出登録を申請し、図書館利用カードの交付を受けなければならない。</p> <p>2 個人貸出登録は、次の各号に掲げる区分により行う。</p> <p>一 区民による登録(以下「区民登録」という。)</p> <p>二 区民以外による登録(以下「区民登録以外」という。)</p> <p>3 区民登録を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 区の区域内(以下「区内」という。)に住所を有する者</p> <p>二 区内の事務所若しくは事業所に勤務し、又は在学する者</p> <p>三 その他真砂中央図書館長が特に認めた者</p> <p>4 個人貸出登録を受けようとする者は、第一項の申請の際に、氏名、住所、生年月日等を証明できるものを提示しなければならない。</p> <p>5 前項に定めるもののほか、区民登録を受けようとする者のうち、第三項第二号にのみ該当する者は、所属する事務所等が発行した身分証明書等を提示することにより、区内の事務所等に勤務又は在学していることを明らかにしなければならない。ただし、真砂中央図書館長が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>6 個人貸出登録の有効期間は、登録の日から二年とする。</p> <p>7 貸与され、譲渡され、又は紛失届の出された図書館利用カードは無効とする。</p> <p>8 個人貸出登録を受けた者は、登録事項に変更があったときは届け出なければならない。</p>	<p>第一条～第五条 (略)</p> <p>(個人貸出し)</p> <p>第六条 図書館資料の個人貸出しを受けようとする者(貸出しの予約をしようとする者を含む)は、個人貸出登録を行わなければならない。</p> <p>2 前項の登録を行おうとする場合は、氏名、住所、生年月日等を証明できるものを提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の個人貸出登録を行った者は、利用カードを交付する。</p> <p>4 個人貸出登録の有効期間は、一年とする。</p> <p>5 貸与され、若しくは譲渡され、又は紛失届の出された利用者カードは無効とする。</p> <p>6 個人貸出登録を行った者は、登録事項に変更があったときは届け出なければならない。</p>

(個人貸出登録の更新)

第七条 個人貸出登録の有効期間は更新することができる。ただし、真砂中央図書館長が更新が適さないと認めた者については、この限りでない。

2 更新を承認したときの個人貸出登録の有効期間は、更新の日から二年とする。

3 前条第四項及び第五項の規定は、前項の更新について準用する。

(個人貸出登録の抹消)

第八条 個人貸出登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、個人貸出登録を抹消することができる。

一 個人貸出登録を受けた者が登録の抹消を希望するとき。

二 個人貸出登録の有効期間を経過した日から二年の間に更新がなかったとき。

三 真砂中央図書館長が個人貸出登録が適さないと認めたとき。

(個人貸出し及び個人貸出しの予約)

第九条 貸出し及び貸出しの予約ができる図書館資料の点数(利用者一人が全ての館を通じて同時に貸出しを受け、又は貸出しの予約をすることができる図書館資料の合計をいう。)は、原則として、次の表のとおりとする。

資料の種類	貸出し		貸出しの予約	
	区民登録	区民登録以外	区民登録	区民登録以外
図書資料	三十点以内	十五点以内	二十点以内	十一点以内
ビデオテープ及びDVD	各二点以内	各一点	各二点以内	各一点
レコード、録音テープ及びCD	各十一点以内	各五一点以内	各五一点以内	各三一点以内

2 区民登録を受けた者は、館に所蔵していない図書館資料を予約することができる。

3 館が新たに図書館資料を受け入れた日から一月後の応当する日(その日に応当する日がない月にお

7 貸出し及び貸出しの予約をする図書館資料の点数(利用者一人が全ての館を通じて同時に貸出しを受け、又は貸出しの予約をすることができる資料の合計をいう。)は、原則として、次の表のとおりとする。

資料の種類	貸出し	貸出しの予約
図書資料	三十点以内	十五点以内
ビデオテープ	二点以内	二点以内
DVD	一点	一点
レコード、録音テープ及びCD	各十一点以内	各五一点以内

いては、その月の翌月の初日) 前に、当該資料の貸出しの予約ができる者は、区民登録を受けた者に限る。

4 (略)

(団体貸出し)

第十條 図書資料の団体貸出しを受けようとする団体は、団体貸出登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、当該団体の代表者が申請し館長が適当と認めた場合に、これを行うものとする。

3 団体貸出登録を受けようとする者は、前項の申請の際に、団体名、代表者名、団体の所在地等を証明できるものを提示しなければならない。

4 貸出しを受けることができる図書資料の点数は、原則として百点以内とする。

5 (略)

第十一條～第十五條 (略)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に図書館利用カードの交付を受けている者の貸出し及び貸出しの予約のうち、平成二十九年三月三十一日までに受け付けたものについては、なお従前の例による。

8 (略)

(団体貸出し)

第七條 図書資料の団体貸出しを受けようとする団体は、団体貸出登録を行わなければならない。

2 前項の登録を行おうとする場合は、当該団体の代表者が申請し館長が適当と認めた場合に団体貸出登録を行うものとする。

3 前条第三項から第六項までの規定は、団体貸出しの場合についてこれを準用する。

4 貸出しをする図書資料は、原則として百冊以内とする。

5 (略)

第八條～第十二條 (略)



## ～平成 29 年 4 月より次のように変更します～

- ① 区民優先制度がスタートします。
- ② 在勤・在学の方は更新時期前であっても、更新の手続きを行なって区民優先サービスを受けられるようご準備ください。
- ③ 有効期限の切れたカードでは新たな貸出・予約はできません。カードの有効期限をご確認ください。
- ④ 返却が1週間以上遅れると、新たな貸出や予約ができなくなります。返却期限日にご注意ください。

※カードの有効期限や返却期限日は、窓口やお電話のほか、図書館ホームページや館内検索機でも確認することができます。

### 区民優先制度の導入

区民へのスムーズな資料提供を実現するため、平成 29 年 4 月 1 日より区民優先制度を実施します。新規登録時、更新時に、住所等を確認できる証明書が必要となります。

- ① 図書館を利用するための登録は、どなたでもできます（申請は本人に限ります）。
  - ・登録に必要な書類（住所、氏名、生年月日等を証明できるもの）  
運転免許証、パスポート、健康保険証、学生証、写真付住基カード、発行後 3 ヶ月以内の住民票、個人番号カードなど。
- ② 区民優先制度の区民とは、文京区在住、在勤、在学のいずれかに該当する方です。（在勤・在学の方は文京区在勤・在学を証明できるものが必要です）
- ③ サービス内容

	貸出点数 本 /CD/DVD	予約点数 本 /CD/DVD	未 所 蔵 資 料 リ ク エ ス ト	新着資料の予約
区民	30/10/2	20/5/2	○	○
区民以外	15/5/1	10/3/1	×	受入から 1 ヶ月 後より予約可
【現在】	30/10/1	15/5/1	○	○

\*カセットテープ・レコードは CD に、ビデオは DVD に準じます。

- ④ 利用者カードの有効期限  
2 年

お問合せ先 真砂中央図書館  
電話 03-3815-6801

